

小規模事業者のための 所得税・消費税

確定申告 相談会

確定申告のことならなんでもご相談ください!

プロに相談したら
スッキリ!

相談無料

個別対応

秘密厳守

今年度も確定申告の時期が近付いてまいりました。姫路商工会議所では、下記の日程にて、近畿税理士会姫路支部 所属税理士による「小規模事業者のための所得税・消費税確定申告相談会」を開催いたします。小規模事業者様と1対1で親切・丁寧に相談に応じますので、この機会にぜひご利用ください。

なお、お申し込みは事前予約制(先着順)となっておりますので、お早めにお申し込みをいただきますようお願いいたします。

- 持ち物**
- 税務署から確定申告(所得税・消費税)書類が送付されている方はその一式
 - 生命保険、個人年金保険料、地震保険料等の払込証明書
 - 決算に必要な帳簿関係書類
 - 前年分・前々年分の確定申告書(決算書)の控
 - その他、確定申告に必要な書類

2024年 **2月27日(火)・28日(水)・29日(木)**
3月1日(金)・4日(月)・8日(金)

時間 10:00~16:00

- 注意事項**
- 相談会場では、自書による申告書作成の指導を行います。
 - 必ず、集計は済ませてお越しください。
集計がお済みでない方は対応しかねます。
 - 相談会場では、申告書等の提出はできません。
 - 相談会場では、マイナンバー等の書類は不要です。

場所 姫路商工会議所 1階事務局内 相談室

対象 小規模事業者

- 前年分所得金額(専従者控除前または青色特典控除前)が300万円以下の事業所得者、不動産所得者及び雑所得者(年金受給者を除く)
- その者が消費税の課税事業者である場合は、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の方

【次の方はこの会場では申告の相談ができませんので、ご了承ください。】

- 土地・建物・株式等を譲渡した所得のある方
- 相続・贈与税の申告をされる方
- 住宅ローン控除1年目の方

相談時間 1事業者1時間

申込先 姫路商工会議所 中小企業相談所

〒670-8505 姫路市下寺町43 TEL:(079)223-6557
FAX:(079)222-6005 URL:https://www.himeji-cci.or.jp/

申込方法 下記申込書に必要事項をご記入の上、
FAX・郵送、またはHP(WEB登録)にて
お申込み下さい。

※受付票は発行いたしません。

姫路商工会議所

「小規模事業者のための所得税・消費税 確定申告相談会」参加申込書

FAX.079-222-6005

姫路商工会議所 中小企業相談所 行

※FAXは切らずにそのまま送信してください。

事業所名	〒 -	相談者名	
所在地	TEL	() -
		FAX	() -
ご希望日	<input type="checkbox"/> 2月27日(火) <input type="checkbox"/> 2月28日(水) <input type="checkbox"/> 2月29日(木) <input type="checkbox"/> 3月1日(金) <input type="checkbox"/> 3月4日(月) <input type="checkbox"/> 3月8日(金)	ご相談内容	<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 消費税
ご希望時間	<input type="checkbox"/> 10:00~ <input type="checkbox"/> 11:00~ <input type="checkbox"/> 13:00~ <input type="checkbox"/> 14:00~ <input type="checkbox"/> 15:00~ <input type="checkbox"/> 特になし		
この相談会を知ったきっかけは?	<input type="checkbox"/> 所報 <input type="checkbox"/> HP <input type="checkbox"/> メルマガ <input type="checkbox"/> Facebook <input type="checkbox"/> その他()		

※ご希望の日・時間・相談内容にそれぞれに☑をお願いいたします。日時につきましては、確定後、ご連絡をさせていただきます。

※ご記入いただいた個人情報は、当所からの各種連絡・情報提供に利用するほか、確定申告・税務相談の調査分析のために利用することがあります。